

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230091号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ピース代行
	主たる営業所が所在する市町村	雄勝郡羽後町
処 分 年 月 日		平成29年1月25日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		<p>被処分者は、過去2年以内に、運転代行業務従事者ごとに記載した乗務記録を備え付けるべきところ、一部未記載の期間があったため行政処分を受けていたものである。</p> <p>昨年の立入検査において、上記乗務記録簿について一部未記載の期間などがあったことから指示処分に該当したものである。</p>
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項（帳簿等の備付け義務違反）
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。